

「退職・教育機関外」への異動・「再任用」に関わる学校生協の取り扱いについて

標記の件について、下記の通りとなりますのでご確認ください。

記

1. 退職者への4月分請求は、ご自宅へ「専用振込用紙」を送付いたします。
2. 退職者への手続き書類は、異動発表後(3月下旬頃)に該当者のご自宅へ書類を送付いたします。
3. 再任用者(※職員番号が退職前と変わらない方・年度末人事異動発表時「再任用」と掲載された方)への4月分請求は、従来通り「その他の控除金」となります。
(現職時と同様の扱いになりますので当生協への退職・再任用等の手続きは必要ありません。)
4. 上記「3」以外の再任用者への扱いは、上記1・2となります。
5. 福島県教育庁管轄外へ異動される方には、現在の所属へ 該当者宛(3月下旬頃)に手続き書類を送付いたします。
6. 福島県教育庁管轄外から、管轄内へ異動されてくる方への4月分請求は登録銀行口座からの口座引落となります(4月分請求の際に該当者へご案内いたします)。
7. 福島・郡山・須賀川・南相馬市教育委員会から、福島県教育庁管轄へ異動されてくる方への4月分請求は「専用振込用紙」での請求となります。
8. 福島・郡山・須賀川・南相馬市教育委員会へ異動される方は、異動前と同じく給与控除でのご請求となりますので手続きは必要ありません。
9. 年度途中で退職される方は、「継続・脱退」の手続き用紙をご提出ください。

以 上